

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

〈特別障害者手当〉

●支給対象者

在宅の20歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

●支給対象とならない方

- ①病院等に継続して3か月を超えて入院している方
- ②施設等に入所している方
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある方（限度額は扶養親族数により異なります）

●支給月額

27,980円（2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給）

〈障害児福祉手当〉

●支給対象者

在宅の20歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方

●支給対象とならない方

- ①障害を支給事由とする公的年金を受給されている方
- ②施設等に入所している方
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある方（限度額は扶養親族数により異なります）

●支給月額

15,220円（2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給）

申請に必要な書類は役場福祉介護課にあります。

※いずれの手当も、原則、医師の診断書により認定されます。

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線144
秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22・6228

「高齢者の交通事故防止 勉強会」開催

皆さんや皆さんの家族の運転は安全ですか？

豊富な経験を持つ安全運転推進員が、高齢者の運転の特徴、注意点について話します。また、町の保健師が町民が利用できる移動移送サービスについても紹介します。日々の運転や生活の仕方を見直すきっかけとしてご参加ください。

勉強会終了後に、電動カートや電動アシスト付き3輪、4輪自転車の試乗体験を行います（雨天中止）。

日時 1月25日(木) 午後1時30分～3時 ※1月19日(金)までに下記へお申込みください。

場所 ふれ愛ベース長瀬 **講師** 安全運転推進員

定員 50人（先着順）

申込み・問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143
FAX 66・3564 ✉kaigo@town.nagatoro.saitama.jp

簡単な手話を覚えましょう【第46回】

「久しぶり、元気ですか？」の手話表現



揃えて軽く曲げた4指の甲側を付けて、両手を左右に引き離します。



両肘を貼り胸前で甲を上にした拳を同時に2回下ろします。



手のひらを上に向けて指を揃えた右手を前に出し、首を傾けながら軽く左右に振ります。



動画はこちらから

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会 担当：福祉介護課 ☎66・3111